

■ 編集だより

編集後記

医学雑誌は、かつてはその領域の専門家の独占物であり、それが並ぶ大学や病院の図書室に一般市民はアクセスするべくもなかった。それがインターネットの普及によって状況は一変した。これを最初に痛感したのは、若い同僚が通院患者に症例報告のコピーを示されて、これは僕のことですね、という質問を受けたという一件からだった。

その報告は、自生思考に対して特異な対処行動を示した症例を提示して、そこに臨牀的な考察を加えただけのまことにささやかなもので、本誌に比べれば発行部数の少ない商業誌に2005年に掲載されている。質問を受けたのはその数年後で、入院主治医だった同僚が転勤から戻って久しぶりに外来で診療を担当したときのことだった。同僚は予想外の事態に意表を突かれたものの、症例報告の目的、匿名性に配慮したつもりであること、そして驚かせてしまって申し訳ないと思うことを丁寧に伝え、診療は穏やかに終了したと聞いている。

この事件を伝え聞いた私も予想しない事態に驚いたが、しかし考え直してみると患者や家族が自身あるいは家族の病気を調べたくなるのは当然で、インターネット時代の今となっては専門誌の症例報告まで行き着くことがあっても不思議はないのである。この一件以来、症例報告を書くときはなるべく本人同意を得るのがよいと思うようになった。

しかし、そうは思っている、診療の現場では同意を取り損ねることもある。パーキンソン病に対し深部脳刺激治療を受けている双極性障害併発の症例がそうだった。躁状態のため入院となったが、数日後に入院したときには抑うつ状態に変化していた。ところが片側の電気刺激がオフになっていることが判明し、それをオンにしたら再度躁状態に戻ったという興味深い経過をたどった。主治医にはさっそく論文化を勧めたが、患者本人に若干認知機能の低下がみられ、しかも気分症状が落ち着き切らないうちに家族の住む遠方の施設への入所が急に決まったという事情のため、同意を得る間がなかった。

主治医は英文で症例報告をまとめ投稿先を探したが、症例報告を扱う国際誌が少ないうえに、扱う場合にもほとんどの国際誌では本人同意が必須となっていることが判明した。やむなく同意を必須としない小さな雑誌に発表する仕儀となった。報告は入院前後の数日間の変化に焦点を絞っていて、生活歴などには深く立ち入っていないが、それでも匿名化に十分配慮したのは言うまでもない。

実は同意の問題は編集委員会の継続審議事項となっている。現時点(2017年7月)では本誌は症例報告の本人同意取得の可否を投稿規定に明記していないが、内容によっては本人ないし家族の同意が必要と編集委員会で判断している。限定した関係者のみが閲覧できる文書(たとえば専門医取得のための症例報告など)ならば、匿名化さえ十分配慮されていれば本人同意は必ずしも必要ではないだろう。そこまで要求されると円滑な学術研修活動が立ち行かなくなる。しかし、医学雑誌の場合は、もはや医療関係者の独占物ではなく、相当程度まで市民に共有される情報となっている。できるだけ同意を得るのが望ましい状況になっていると思われる。

大森哲郎